

会費功労による表彰基準一覧表

表彰区分	摘要	種別	処遇
特別社員	会員としてのご協力（毎年2,000円以上）が10年以内に <u>2万円</u> に達した場合	個人	特別社員称号付与通知 特別社員章 名入門標（プラスチック製）
		法人	特別社員称号付与通知 法人用サインホルダー
五条表彰状	ご協力金額が <u>10万円</u> に達した場合	共通	支部長表彰状
銀色有功章	ご協力金額が <u>20万円</u> に達した場合	個人	銀色有功章（楯式）・略章 名入門標（陶製）
		法人	銀色有功章（楯式）・略章
金色有功章	ご協力金額が <u>50万円</u> に達した場合	個人	金色有功章（勲章式）・章記 ・略章 ※名入門標（陶製）【注】
		法人	金色有功章（楯式）・略章
六条感謝状	ご協力金額が 金色有功章受章後 <u>50万円</u> に達した都度 (分納額の合算可)	共通	社長感謝状
厚生労働大臣 感謝状 (国の表彰)	同一年度内に、 一時または数次に <u>100万円以上500万円未満</u> の ご協力があった場合、 授与申請をいたします。 ※法人・団体は <u>300万円以上1,000万円未満</u>	共通	厚生労働大臣感謝状 記念品 (昭和59年9月12日付 社庶第104号 厚生省社会局長通知)
紺綏褒章 (国の表彰)	一時または分納の申し出により 個人は500万円以上、法人等は 1,000万円以上の活動資金への ご協力をいただいた場合、授与 申請をいたします。 ※内閣府賞勲局通知により、分 納の初回寄付が平成29年4月1 日以降である場合に限り、これ まであった3年以内という分納 期限の制限なく授与申請を行え るようになりました。	個人	紺綏褒章 褒状 (昭和55年11月28日閣議決定)
		法人	褒状 (昭和55年11月28日閣議決定)

【注】名入門標（陶製）の贈呈は、個人の方がはじめて有功章（銀色・金色を問わない）を受章した際の一
度だけの処遇となります。